

(別添)

JICA 環境社会配慮ガイドラインの構成と内容 (案)

環境社会配慮ガイドラインの基本とすべき内容を示す。内容の考え方、趣旨等についての解説を「」書きで付した。

I. 基本的事項

1. 環境社会配慮の理念

「冒頭に、アジェンダ 21、世界人権宣言、主要援助機関のガイドライン等の国際的な規範、さらに我が国における規範である ODA 大綱等を踏まえ、本ガイドラインの拠って立つべき環境社会配慮の基本理念を示すべきである。これにより、開発途上国を含む幅広いステークホルダーとの間で JICA の目指す環境社会配慮の価値規範について共通の理解を得ることができ、幅広い者の参加による環境社会配慮の確保を図ることが可能になる。具体的には、以下の内容を含むべきである。」

1972年にストックホルムで開催された国連人間環境会議において、環境問題への国際的な取り組みの第一歩が踏み出された。そして1974年のローマクラブによる「成長の限界」、さらに1987年の「我ら共有の未来」を経て、1992年のリオデジャネイロにおけるアースサミットに至る軌跡は、先進国と途上国で「持続可能な開発」を共同で取り組むべき地球規模の課題として合意する過程でもあった。しかし、その後の国際社会の努力にもかかわらず、多くの開発途上国は未だに「持続可能な開発」の軌道に乗れないで呻吟を余儀なくされている。このような状況の中で、国際社会において平和国家として名誉ある地位を占めるべく、日本は開発途上国の自助努力を支援するための開発協力に多大な努力を重ねてきた。この長年に渡る努力の成果の一つは我々と途上国との間で基本的価値と環境と開発の共生ビジョンを共有するに至ったことであろう。

開発援助における技術協力を担う国際協力事業団が「持続可能な開発」に果たす役割はきわめて重要である。なぜならば、持続可能な開発の達成に当っては、開発に伴うさまざまな環境的・社会的費用を開発行為そのものに内部化する知恵と技術とそれを支える社会的制度的枠組みとこれらが機能する動機の創造が不可欠である。そして内部化する“努力”と“プロセス”の創造行為こそが「環境社会配慮」であり、今や開発志向の多くの技術協力を決定的に求められているのである。

開発に伴う「環境社会配慮」という創造的行為の妥当性を評価する価値は民主的意思決定システムが機能する場における基本的人権の保全促進である。これらは今や先進国と途上

国のいかに問わず共有できる基本的価値である。我が国のODA大綱においてもこれらの価値の促進を強く謳っている。これらの価値から導かれる行動規範はいわゆる「良い統治 (Good Governance)」の構成要素でもある参加性、情報の透明性、説明責任、そして効率性である。

従って、「環境社会配慮」は基本的人権と民主的意思決定システムに基づき、幅広い利害関係者の参加の下で、情報公開と意思決定プロセスの透明性と効率性を十分確保しつつ行わなければならない。あわせて実施機関のみならずステークホルダー参加者すべてはその言動に説明責任を強く求められる。

これらの価値と行動規範を拠って立つべき理念として本件「環境社会配慮ガイドライン」は策定されたものである。

2. JICA の環境社会配慮の基本方針

「本ガイドラインにおいては、まず、ガイドラインの前提となる JICA としての環境社会配慮に取り組む基本方針を明らかにすることが必要である。基本方針としては、以下の内容を示すことが必要である。」

(基本)

○JICA は、相手国政府の開発目的に資する協力事業の対象プロジェクトが環境や地域社会に与える影響を回避または最小化し、受け入れることができないような影響をもたらすことがないよう、開発途上国による適切な環境社会配慮の確保を支援し、もって開発途上国の持続可能な開発に寄与する。

(手段)

○JICA は、協力事業の対象プロジェクトが環境社会配慮の観点から満たされなければならない要件を本ガイドラインで明記し、相手国政府がその要件が満たすことができるよう協力事業により環境社会配慮の支援を行う。JICA は、適切な支援が行われるよう相手国政府の取組及び協力事業の内容につき、適宜確認を行うとともに、これを踏まえて必要な意思決定を行う。

(日本政府の意思決定への反映)

○JICA は、環境社会配慮の支援及び確認の結果並びに協力事業の取扱いに関する JICA の見解を、協力案件の採択等に関する我が国政府の意思決定が適切になされるよう、意見具申等により提供する。

(重要事項 1 : 幅広い配慮対象のスコープ)

○JICA は、環境及び社会面での幅広い影響を視野に入れ、対応を行う。

(重要事項 2 : 早期段階からの環境社会配慮の確保)

○JICA は、協力案件の相手国政府における準備・形成段階から関与する場合や、マスタープラン等の全体的な開発計画に関する協力事業においては、戦略的環境アセスメントの考え方を導入し、早い段階からの広範な環境社会配慮の確保がなされるよう相手国政府に働きかけるとともに、その取組を支援する。

(重要事項 3 : 協力事業完了以降のフォローアップ)

○JICA は、協力事業の完了以降においても、一定期間、必要に応じ、環境社会配慮が確実に実施されるよう相手国政府に対するモニタリングや働きかけを行い、必要に応じ協力事業により支援する。

(重要事項 4 : 情報公開)

○JICA は、適切な環境社会配慮を達成するために、アカウンタビリティの確保と透明性並びに対象プロジェクトの影響を受ける地域住民や現地NGOを含む多様なステークホルダー (以下「ステークホルダー」という。) の参加と対話を確保するため、事業本体の情報を含めた環境社会配慮のための情報公開を積極的に行う。

(重要事項 5 : ステークホルダーの参加)

○JICA は、より現場に即した環境社会配慮の実施及び適切な合意形成に資するため、幅広いステークホルダーの参加を推進する。

(重要事項 6 : 内部の実施体制)

○JICA は、環境社会配慮が十分かつ効果的に達成されるよう常に留意し、その組織体制、実施能力の充実に努める。

3. ガイドラインの目的

- ・ 本ガイドラインは、JICA が行う環境社会配慮支援・確認の手続き、環境社会配慮支援の内容、環境社会配慮確認の基準、対象プロジェクトが環境社会配慮の観点から求められる要件を示すことにより、
 - 相手国政府に対し、適切な環境社会配慮の実施を促すとともに、
 - 上記基本方針に掲げる JICA が行う環境社会配慮支援・確認の適切な実施及び日本国

内及び相手国政府の双方に対するそのアカウンタビリティ・透明性・予測可能性の確保を図る。

4. 定義

- ・ 本ガイドラインにおいて「環境社会配慮」とは、大気、水、土壌、生態系及び生物相等の自然への影響、並びに非自発的住民移転、先住民族等の人権の尊重その他の社会への影響に配慮することをいう。「配慮」とは、事業の計画と実施に当たって、情報公開とステークホルダーの参加を重視し、環境と地域社会に及ぼす影響について調査・予測し、その影響を回避又は低減する対策を講ずることを言う。
- ・ 本ガイドラインにおいて「協力事業」とは、開発調査、無償資金協力及び技術協力プロジェクトにおいて JICA が実施する業務をいう。
- ・ 本ガイドラインにおいて「対象プロジェクト」とは、協力事業における環境社会配慮支援・確認その他の協力の対象である相手国のプロジェクトをいう。
- ・ 本ガイドラインにおいて「JICA 環境社会配慮調査」とは、対象プロジェクトに求められる環境社会配慮を確保するために、協力事業において JICA が実施する環境社会配慮に係る調査をいう。
- ・ 本ガイドラインにおいて「現地環境影響評価」とは、相手国の環境影響評価の制度に基づき 事業実施主体が行う環境影響評価をいい、必要な諸手続を含むものである。
- ・ 本ガイドラインにおいて「支援」とは、相手国政府に対し、環境社会配慮を行うために必要な調査、対応方策の検討、ノウハウの形成、人材の育成等の協力を行うことを言う。
- ・ 本ガイドラインにおいて「確認」とは、事業概要、立地環境、環境や地域社会に与える影響、環境社会配慮に関連する相手国政府の法体系の枠組み、実施体制（予算、組織、人材、経験）及び情報公開や住民参加の制度的枠組み等の各種情報、相手国政府との協議、現地調査等をもとに、対象プロジェクトについて適切な環境社会配慮が確保されるかどうかを判断することを言う。
- ・ 本ガイドラインにおいて「意思決定」とは、確認の結果を踏まえて、協力の実施について判断を行うことを言う。要請確認段階、準備段階、実施・監督段階、評価段階において、JICA は必要な確認を行った上で、意思決定を行う。

5. 環境社会配慮の対象範囲（検討する影響のスコープ）

- ・ （案 1）環境社会配慮に関して調査・検討すべき影響には、大気、水、土壌、廃棄

物、事故、水利用、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全への影響及び自然環境への影響（越境の又は地球規模の環境影響を含む。）並びに非自発的住民移転、先住民族、文化遺産、景観、ジェンダー、こどもの権利、貧困層、地域経済（土地利用、雇用、ソーシャルキャピタル）、生計（土地、現行の生計手段、財産の所有形態、現金経済に限らず、自給自足的な subsistence economy から現金経済に移行する場合を含む）、人口動態（異なる民族グループの移入、住民移転と新住民の移入）、文化（伝統、宗教、言語）、既存の社会インフラ（既存の道路、エネルギー源、水供給）、公平性（土地分配、貧富の差）、HIV/AIDS などの感染症等の社会影響を含む。

- （案2）環境社会に関して調査・検討すべき影響には、大気、水、土壌、廃棄物、事故、生態系および生物相などを通じた、人間の健康と安全への影響および自然環境への諸影響（越境または地球規模の環境影響を含む）がある。ならびに、プロジェクト影響範囲内の地域社会あるいは共同体の結合力に対する負の圧力、地域内貧富格差拡大、地域住民の生活権と生産手段へのアクセス権の侵害、非自発的住民移転、さらに先住民族、文化遺産、景観、HIV/AIDS など感染症、ジェンダー、子供の権利等への負の社会影響を含む。
- 環境社会配慮に関して調査・検討すべき影響は、対象プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響も含む。また、プロジェクトのライフサイクルに渡る影響を考慮することが必要である。

Ⅱ. 基本的手続き

1. 協力事業の対象プロジェクトに環境社会配慮上求められる重要な事項等

(1) 協力事業の対象プロジェクトに求められる環境社会配慮

「相手国政府が JICA の協力事業で行われる環境社会配慮に適切に準備、対応できるよう、JICA が協力を行う条件として、被援助国が対象プロジェクトについて行うことが求められる環境社会配慮の内容を示すことが重要である。以下の JBIC 環境社会配慮ガイドラインの記載を参考として作成した必要な事項案を示す。」

- ・ JICA は、協力事業の採択の可否や、協力事業における環境社会配慮の作業を行うに際して、相手国政府において、対象プロジェクトについての環境社会配慮が適切に行われることを確認するとともに、これが確保されるよう相手国政府に支援を行う。
- ・ 相手国政府に対して、別紙 1 に示す取組が求められる。

(2) 現地環境影響評価報告書の情報公開

- ・ 現地環境影響評価報告書 において作成される各種報告書（以下「現地環境影響評価報告書」という。） は、相手国の公用語又は広く使用されている言語で書かれていなければならない。また、説明に際しては、地域の人々が理解できる言語と様式による書面が作成されねばならない。
- ・ 現地環境影響評価報告書は、地域住民等も含め、相手国において公開されており、地域住民等のステークホルダーがいつでも閲覧可能であり、また、コピーの取得が認められていることが要求される。

2. 環境社会配慮支援・確認の基本的枠組み

(1) 環境社会配慮の責任主体

- ・ 対象プロジェクトにおける環境社会配慮の主体は相手国政府であり、JICA は本ガイドラインにそって相手国政府が行う環境社会配慮を支援する。

(2) JICA による環境社会配慮支援・確認

- ・ JICA は、対象プロジェクトのプロジェクトサイクルの各段階で当該協力事業が関与する範囲において環境社会配慮支援・確認のために以下を実施する。
 - (a) 協力事業の要請がなされた際に、必要に応じ現地調査を行い、要請プロジェクトにおける環境社会配慮の状況についての評価を行う とともに、カテゴリ分類を行うこと (スクリーニング)
 - (b) プロジェクトサイクルの準備段階（例えば、開発調査にあつてはその事前調査）において、対象プロジェクトのカテゴリ分類を 必要に応じて見直す こと（スクリーニング）
 - (c) プロジェクトサイクルの準備段階（例えば、開発調査にあつてはその事前調査及び本格調査）において、環境社会配慮に関して調査・検討すべき項目及び調査等の手法を、ステークホルダーへの情報提供を行った上で協議し、その結果を反映させる プロセスを経て、選定すること（スコーピング）
 - (d) プロジェクトサイクルの準備段階（例えば、開発調査にあつてはその本格調査）において、実施すべき環境社会配慮を、環境社会配慮調査報告書のプロセスを経て、提示すること
 - (e) プロジェクトサイクルの実施・監督段階において、モニタリングを行うこと
 - (f) プロジェクトサイクルの評価段階において、フォローアップを行うこと
- ・ JICA は、対象プロジェクトが本ガイドラインが示す環境社会配慮上の要件を満たすよう相手国政府に対して以下の支援を行う。
 - 相手国と共同して、スクリーニング、スコーピング及び環境社会配慮調査を行い、対象プロジェクトにおける適切な環境社会配慮を提示する（環境社会配慮調査報告書）。
 - スクリーニング、スコーピング及び環境社会配慮調査の共同作業を通じて、相手国に対し、適切な環境社会配慮のための技術移転を行う。
 - 相手国政府の別途の要請に応じ、当該国の手続制度に基づく環境影響評価の実施に当たって、技術援助を行う。

(3) カテゴリ分類

JICA は、協力事業の実施に際して、対象プロジェクトを、その概要、規模、立地、環境・社会的影響の程度、当該国の環境影響評価制度の内容等を勘案して、以下に示すように3段階のカテゴリ分類を行う。本ガイドラインにおいて「スクリーニング」とは、対象プロジェクトのカテゴリ分類に基づき、協力事業における環境社会配慮の支援の範囲を決めるための作業をいう。

カテゴリ A：環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性を持つような プロ

プロジェクトはカテゴリ A に分類される。また、影響が複雑であったり、先例がなく影響の見積もりが困難であるような場合もカテゴリ A に分類される。さらに、相手国政府等が定めた環境に関連する法令や基準等で環境影響評価の実施が必要となるプロジェクトはカテゴリ A に分類される。影響は、物理的工事が行われるサイトや施設の領域を超えた範囲に及びうる。カテゴリ A には、原則として、影響を及ぼしやすいセクターのプロジェクト、影響を及ぼしやすい特性を持つプロジェクト及び影響を受けやすい地域あるいはその近傍に立地するプロジェクトが含まれる。影響を及ぼしやすいセクター・特性や影響を受けやすい地域の例示一覧を別紙 2 に示す。

カテゴリ B：環境や社会への望ましくない影響が、カテゴリ A に比して小さいと考えられるプロジェクトはカテゴリ B に分類される。一般的に、影響はサイトそのものにしか及ばず、非可逆的影響は少なく、通常の方策で対応できると考えられる。

カテゴリ C：環境や社会への望ましくない影響が最小限かあるいは全くないと考えられるプロジェクト。

- ・スクリーニングの後でも、協力事業の進捗に伴い配慮すべき環境社会影響が新たに判明した場合など、必要に応じて機動的にカテゴリ分類を変更するものとする。
- ・マスター・プラン作成の場合のように、対象プロジェクトが複数のサブプロジェクトで構成される場合は、当該サブプロジェクトの総体（複合的、累積的影響）に対しスクリーニングを行う。また、複数の代替案を検討する場合は、それら代替案のなかで最も重大な環境社会影響の可能性を持つ代替案のカテゴリ分類に拠るものとする。協力事業の進捗に伴い対象プロジェクトが絞り込まれた以降は、適宜カテゴリ分類を見直すものとする。

(4) 環境社会配慮確認の基準

- ・JICA は、対象プロジェクトが本ガイドラインが示す環境社会配慮上の要件を満たしているかどうかを原則として以下のように確認する。

(JBIC ガイドラインを参照し整理)

- 相手国及び当該地方の政府等が定めた環境に関する法令や基準等を遵守しているかどうかを確認し、また、環境に関する政策や計画にそったものであるかを確認する。

○さらに、環境社会配慮等に関し、国際機関、地域機関、日本等の先進国が定めている国際基準・条約・宣言等基準やグッドプラクティス等を参照する。環境社会配慮のあり方がそれらの基準やグッドプラクティス等と比較検討し大きな乖離がある場合には、より適切な環境社会配慮を行うよう、相手国政府（地方政府を含む）及びプロジェクト実施主体者に対話を通じて働きかけを行い、その背景、理由等を確認する。なお、環境社会配慮確認においては、JICAは対象プロジェクトに関する、あるいはプロジェクトをとりまくガバナンスが適切な環境社会配慮がなされる上で重要であることに留意する。

○参照すべき国際基準・条約・宣言等の現時点における代表例を別紙3に示す。

○なお、各国際条約で将来の保護対象となりそうな場所などについては、以下のような国際自然保護NGOがシャドーリスト（次点の候補地をリスト化）を作成している場合があるので、これらも十分に活用して案件の検討を行う。

- 1) WWF（世界野生生物基金）
- 2) IUCN（国際自然保護連合）
- 3) Conservation International（CI）
- 4) BirdLife International（BLI）
- 5) Wetlands International（WI）

(5) 環境社会配慮に当たり勘案すべき事項

① 社会的・制度的条件の確認と協力事業への反映

- ・ 相手国政府における住民の意味ある参加を保障する諸条件（自由な情報交換や公開の討議を可能とする社会的・政治的な条件など）、環境社会影響の救済、補償のため必要な諸制度を考慮した上で、環境社会配慮が確保されるよう協力事業において適切な配慮を行う。この際、特に紛争国・紛争地域や軍事政権下における協力事業については、社会的・政治的状況を考慮に入れた調査等の実施に特別の配慮を行う。

② 国際人権法等の尊重・遵守

- ・ JICAは、協力事業の実施に当たり、国際人権規約をはじめとする国際的に確立した人権基準を尊重、遵守する。この際、女性、先住民族、マイノリティなど社会的に弱い立場にあるものの人権については、特に配慮する。

③自然環境調査の「不確実性」及び「予防原則」の適用

- ・ 事前調査の期間の都合から自然環境についての「調査」は文献調査、専門家への聞き取り調査に限られることが多いことから、不確実性の大きい自然環境の問題については、

影響回避のために生物多様性条約でも述べられているように、「予防原則 precautionary principle」を適用すべきである。

(6) アドバイザリー・グループの設置

「アドバイザリー・グループは、審査諮問機関ではなく、アドバイスを求めるための機関との理解」

- ・ JICA は、対象プロジェクト及び協力事業における環境社会配慮の確認に関し、外部有識者（学者、NGO、企業等）からなるアドバイザリー・グループを設置し、環境社会配慮に関し必要な意見を聞く。なお、個別プロジェクトの特性等を勘案し必要に応じて委員を追加することとする。
- ・ アドバイザリー・グループにおける議論の経緯及び検討の結果は公開される。
- ・ アドバイザリー・グループと既存の作業監理委員会との役割分担を明確にする必要がある。

(7) JICA の環境社会配慮支援・確認に係る情報公開、ステークホルダーの参加

① 基本的考え方

- ・ 対象プロジェクトの環境社会配慮に係る情報公開は、相手国政府が主体的に行うことを原則とし、JICA は、相手国政府が、対象プロジェクトの環境社会配慮に係る情報提供を実施することを支援する。
- ・ JICA は、環境社会配慮に関し重要な情報を協力事業の各段階で本ガイドラインに則って対象プロジェクトの特性に応じた適切な方法で自ら情報公開する。
- ・ JICA は、協力事業の初期段階において、上記情報公開が確実に行われることを担保するための枠組みについて、相手国政府と協議し合意する。
- ・ 公開すべき環境社会配慮に関する情報には、協力事業本体に関する関係の情報を含む。
- ・ JICA は、公開を行う情報のほか、第三者に対し、求めに応じて可能な範囲で環境社会配慮に関する情報の提供を行う。
- ・ JICA は、協力事業のプロセスにおけるものを含め対象プロジェクトに係る環境社会配慮に関する情報が現地のステークホルダーに対して公開・提供されるよう、相手国政府に対して技術協力等を積極的に行う。

② 情報公開の時期と方法

- ・ 情報公開は、ステークホルダーとの協議を行う場合において、事前に十分な

時間的余裕を持って行う。

- ・ JICA は、情報公開をウェブサイト上で日本語及び英語により行うとともに、JICA 本部、現地事務所等において閲覧に供する。
- ・ JICA は、ウェブサイト上での公開に合わせて、現地において、地域の人々が理解できる言語と様式による資料を作成し、積極的に情報提供を行う。

③ ステークホルダーとの協議

- ・ JICA は、協力事業の各段階において、現地のステークホルダーとの協議を行う。
- ・ ステークホルダーとの協議は、事業対象地に居住する住民（不法居住者を含む：用語要検討。例えば正規登録していない住民）、対象プロジェクトに対して意見を有する国際及び国内の NGO、研究者、関連する政府機関（中央及び地方機関）等合理的な範囲内でできるだけ広い者を対象として行う。
- ・ JICA は、カテゴリ A については、開発ニーズの把握、環境社会面での問題の所在の把握及び代替案の検討が可能な早い段階からステークホルダーとの協議を行う。この場合、少なくともスコーピング時、環境社会配慮の概要検討時（対象プロジェクトのインテリムレポート作成時）及び JICA 環境社会配慮報告書案作成時の各段階において協議を行う。
- ・ JICA は、カテゴリ B についても、必要に応じ、ステークホルダーとの協議を行う。
- ・ JICA は、協議を行った場合、協議記録を作成する。

④ 意見の聴取と反映

- ・ JICA は、協力事業の各段階で、様々な意見・情報を考慮に入れるため、関係機関、ステークホルダーからの情報提供を促進し、その結果を協力事業に反映させる。
- ・ JICA は、必要に応じ、関係機関、学識経験者、NGO、地域住民等の意見を求める。

(8) JICAの意思決定

- ・ JICAは、対象プロジェクトの性質や立地環境、環境と地域社会に及ぼす影響の程度、相手国政府や事業実施主体者の環境社会配慮の実施体制及び情報公開や住民参加の措置の実施見込みについて、要請検討時に確認し、スクリーニングによるカテゴリ分類を行った上で、対象プロジェクトに関する環境社会配慮の観点から意見を決定し、外務省に具申する。この場合において、重大な環境社会影響が予想される際には、相手国政府に

において当該対象プロジェクトの環境影響評価が必ず実施されることを求める旨の提言を外務省に行うとともに、必要に応じ、個別事業の要請であっても代替案検討を含むより上位の調査に変更すること、事業への無償資金協力から開発調査に変更すること、影響住民との協議を十分行うこと、代替案の検討を十分に行うことなどを採択の条件とすべき旨を外務省に提言する。

- ・ JICAは、外務省からの実施指示後、当初想定していなかった不適切な点が判明した場合、適切な環境社会配慮が確保されるよう協力事業に必要な措置を盛り込む。
- ・ このような対応を行っても、対象プロジェクトについて環境社会配慮が確保できないと判断する場合（例えば、開発ニーズの把握が不適切な場合、事業化されれば緩和策を講じたとしても深刻な環境社会影響が予測される場合、深刻な環境社会影響が懸念されるにも関わらず影響を受ける住民や関係する市民社会組織の関与がほとんどなく今後も関与する計画がない場合、開発事業による悪影響を受けやすい地域におけるカテゴリA案件の場合、JICAが求めた追加的な関連情報が提供されず事業支援の是非を判断できない場合、事業が行われる地域の社会的・制度的な条件を勘案すれば環境社会配慮の回避や緩和策の実施に困難が予想される場合）は、JICAは、協力事業の中止の提言を決定し、外務省に具申する。
- ・ JICAは、環境社会配慮報告書が本ガイドラインを満たすことを確認した上で、これを決定し、外務省及び相手国政府に提出する。

(9) ガイドラインの適切な実施及び遵守の確保

JICA は、本ガイドラインに示された方針や手続きを適切に実施し、ガイドラインの遵守を確保する。JICA はその一環として、別途定めるところにより、事業担当部局から独立した組織により本ガイドラインの不遵守に関する異議申立への対応を行う。

(10) ガイドラインの適用及び見直し

- ・ 本ガイドラインは平成 16 年 4 月 1 日より施行し、平成 16 年度に要請が行われる案件から適用する。
- ・ 本ガイドラインの運用実態についての確認を行い、これに基づき、本ガイドライン施行後 5 年以内に包括的な検討を行って、その結果、必要に応じて改定を行う。
- ・ 改定にあたっては、我が国政府、開発途上国政府、開発途上国の住民や NGO、日本の NGO や企業、専門家等の意見を十分に聞いた上で、透明性とアカウンタビリティを確保したプロセスで改定を行う。

Ⅲ. 環境社会配慮支援・確認の手続

1. プロジェクトの要請確認段階（3スキーム共通）

- ① 外務省に要請されたプロジェクトについて、JICAは、事業概要、立地環境、相手国政府の環境影響評価制度の内容等に関する情報を確認し、事業特性及び地域特性を踏まえ第1回のスクリーニングとカテゴリ分類を行った上で、要請されたプロジェクトの採択に関する環境社会配慮の観点からの意見を意思決定し、外務省に具申する。
- ② 必要な情報が不足する場合は、在外公館又はJICA事務所を通じて、相手国政府に照会する。また、照会のみでは情報が不十分と判断する場合は、JICAは調査団等を派遣し、関係者との協議や現地踏査を通じて環境社会に関する情報を収集するとともに、その調査結果報告書の情報公開を行う。
- ③ （情報公開）外務省が要請を採択し、JICAに実施の指示が来た段階で、JICAは、プロジェクトの名称、国名、場所、プロジェクトの概要、セクター、カテゴリ分類及びその根拠を情報公開する。

[また、カテゴリA及びカテゴリBに分類された対象プロジェクトについては、上記①でJICAが外務省に具申した意見（開発ニーズ、環境社会影響、調査及び事業の実施段階での政治・社会状況への配慮、住民参加と情報公開についてのJICAの分析及び見解、要請案件への支援に対するJICAの見解及びその根拠を含む）について情報公開を行う。]

2. 開発調査（マスタープラン作成）

2-1. 事前調査段階

- ① JICA は、協力事業の事前調査を行う。カテゴリ A 及びカテゴリ B に分類された対象プロジェクトについては必ず、カテゴリ C に分類された対象プロジェクトについては事業内容を踏まえ必要に応じて、環境社会配慮に必要な調査団員を派遣する。
- ② JICA は、要請書に記載のあった環境社会配慮関連の事項及び上記 1. ② で収集した環境社会に関する情報について確認を行うとともに、関連情報の収集、現地踏査、相手国政府との協議を行う。収集した情報及び相手国政府との協議結果に基づき、第 2 回のスクリーニングとカテゴリ分類を行い、必要に応じてカテゴリ分類を変更する。
- ③ JICA は、第 1 回のスコーピングを行う。（情報公開／参加）JICA は、カテゴリ A に分類された対象プロジェクトについては、ステークホルダーに情報提供を行った上で協議を行い、その結果を反映させる。
- ④ カテゴリ分類に従って、調査・検討すべき項目及び調査等の手法について記載した JICA 環境社会配慮調査の TOR を作成する。
- ⑤ JICA は、環境社会配慮に関して相手国政府との作業分担、連携、調整等の方法をまとめる。
- ⑥ JICA は、JICA 環境社会配慮調査の TOR 及び環境社会配慮の実施体制について相手国政府と協議を行い、協力事業の Scope of Work (S/W) 案を作成する。また、協力事業による JICA 環境社会配慮調査の結果が相手国政府の作成する対象プロジェクトの計画に適切に反映されることについて基本的な合意を得る。
- ⑦ JICA は、当該対象プロジェクトに関する環境社会配慮について本ガイドラインを満たすことを確認し、JICA として意思決定する。協力を実施しないことが適当との決定がなされた場合には、JICA は協力事業の S/W に署名を行わず外務省に対して協力事業の中止を具申する。

2-2. S/W 署名段階

- ① JICA は、実施内容について相手国政府と合意できた協力事業について、JICA 環境社会配慮調査の TOR や相手国政府及び JICA の実施する事項を定めた S/W に署名する。なお、合意できない場合には、署名を行わずにペンディングとして持ち帰る。
- ② （情報公開）JICA は、署名後に、協力事業の S/W と環境社会配慮に関連する情報（事前調査報告書の関連部分を含む）を公開する。

2-3. 本格調査段階

- ① カテゴリ A 又はカテゴリ B に分類された対象プロジェクトについては、環境社会配慮に必要な調査団員を派遣する。
- ② JICA は、2-1. ①の事前調査より広い範囲で、関連する情報の収集、現地踏査、相手国政府との協議を行う。
- ③ 第2回のスコーピングを行う。(情報公開/参加) カテゴリ A に分類された対象プロジェクトについては、ステークホルダーに情報提供を行った上で協議を行い、その結果を反映させる。
- ④ JICA は、第2回スコーピングの結果を踏まえて、影響項目、ノーアクションを含む代替案、調査方法、スケジュール等を内容とする JICA 環境社会配慮調査の TOR を作成し、相手国政府と協議の上その合意を得る。この際、戦略的環境アセスメントの考え方を十分に踏まえたものとする。
- ⑤ JICA は、JICA 環境社会配慮調査の TOR に従い、IEE レベル(類似プロジェクトによる事例を含む既存データなど比較的容易に入手可能な情報、現地踏査、必要に応じた簡易な現地調査に基づいて、対象プロジェクトが引き起こすと想定される環境影響を評価する調査レベルをいう。以下同じ。)の JICA 環境社会配慮調査を行う。ノーアクションを含んだ対象プロジェクトの代替案を検討し、調査結果を JICA 環境社会配慮調査報告書として取りまとめる。JICA 環境社会配慮調査報告書は、協力事業のインテリム・レポートに反映する。(情報公開/参加) JICA 環境社会配慮調査報告書作成時の段階において、ステークホルダーに情報提供を行った上で協議を行い、その結果を反映させる。
- ⑥ (情報公開/参加) その後、協力事業のドラフトファイナルレポートを情報公開するとともに、ステークホルダーに情報提供を行った上で協議を行い、その結果を反映させる。
- ⑦ JICA は、協力事業のファイナルレポートを作成し、本ガイドラインを満たすことを確認した上で、成果物として意思決定し、相手国政府及び外務省に提出する。
- ⑧ (情報公開) JICA は、協力事業のファイナルレポートを情報公開する。

3. 開発調査（フィージビリティ・スタディ）

3-1. 事前調査段階

- ① JICA は、協力事業の事前調査を行う。カテゴリ A 及びカテゴリ B に分類された対象プロジェクトについては必ず、カテゴリ C に分類された対象プロジェクトについては事業内容を踏まえ必要に応じて、環境社会配慮に必要な調査団員を派遣する。
- ② JICA は、要請書に記載のあった環境社会配慮関連の事項及び上記 1. ② で収集した環境社会に関する情報について確認を行うとともに、関連情報の収集、現地踏査、相手国政府との協議を行う。収集した情報及び相手国政府との協議結果に基づき、第 2 回のスクリーニングとカテゴリ分類を行い、必要に応じてカテゴリ分類を変更する。
- ③ カテゴリ A に分類された対象プロジェクトについて JICA は、第 1 回のスコーピングに先立ち、現地踏査を行って多様なステークホルダーから情報・意見の聞き取りを行い、その結果をスコーピングに反映させる。
- ④ JICA は、第 1 回のスコーピングを行う。（情報公開／参加） JICA は、カテゴリ A に分類された対象プロジェクトについては、ステークホルダーに情報提供を行った上で協議を行い、その結果を反映させる。
- ⑤ カテゴリ分類に従って、調査・検討すべき項目及び調査等の手法について記載した JICA 環境社会配慮調査の TOR を作成する。
- ⑥ JICA は、環境社会配慮に関して相手国政府との作業分担、連携、調整等の方法をまとめる。
- ⑦ JICA は、JICA 環境社会配慮調査の TOR 及び環境社会配慮の実施体制について相手国政府と協議を行い、協力事業の Scope of Work (S/W) 案を作成する。また、協力事業による JICA 環境社会配慮調査の結果が相手国政府の作成する対象プロジェクトの計画に適切に反映されることについて基本的な合意を得る。
- ⑧ JICA は、当該対象プロジェクトに関する環境社会配慮について本ガイドラインを満たすことを確認し、JICA として意思決定する。協力を実施しないことが適当との決定がなされた場合には、JICA は協力事業の S/W に署名を行わず外務省に対して協力事業の中止を具申する。

3-2. S/W 署名段階

- ① JICA は、実施内容について相手国政府と合意できた協力事業について、JICA 環境社会配慮調査の TOR や相手国政府及び JICA の実施する事項を定めた S/W に署名する。なお、合意できない場合には、署名を行わずにペンディングとして持ち帰る。
- ② （情報公開） JICA は、署名後に、協力事業の S/W と環境社会配慮に関連する情報（事前調査報告書の関連部分を含む）を公開する。

3-3. 本格調査段階

3-3-1. カテゴリ A に分類されたプロジェクト

- ① JICA は、第 2 回のスコーピングを行う。(情報公開／参加) 第 2 回スコーピングに当たっては、ステークホルダーに情報提供を行った上で協議を行い、その結果を反映させる。
- ② JICA は、第 2 回スコーピングの結果を踏まえて、影響項目、ノーアクションを含む代替案、調査方法、スケジュール等を内容とする JICA 環境社会配慮調査の TOR を作成し、相手国政府と協議の上その合意を得る。
- ③ JICA は、JICA 環境社会配慮調査の TOR に従い EIA レベル (社会影響、汚染 (公害)、自然環境への影響など環境に及ぼす影響の調査、予測および評価を行い、環境影響を回避・軽減するための対策、環境モニタリング計画等の検討を行うもので、より詳細な現地調査等に基づく対象プロジェクトが及ぼす環境影響の詳細な予測・評価、環境影響の予測・評価結果に基づく具体的な環境影響の緩和策 (影響回避が出来ない場合の補償・代償措置を含む) の検討、具体的な環境モニタリング計画 (必要に応じ、環境管理計画) の検討等を実施するレベル。以下同じ。) の環境社会配慮調査を行い、ノーアクションを含んだ対象プロジェクトの代替案を作成し、協力事業のインテリムレポートに反映させる。(情報公開／参加) この間、適宜ステークホルダーへの情報提供と協議を行う。
- ④ JICA は、協力事業のインテリムレポートを相手国政府と検討し、対象プロジェクトの最適案を選択し、これを踏まえて JICA 環境社会配慮報告書案を作成する。(情報公開／参加) 本報告書案の検討に当たり、ステークホルダーに情報提供を行った上で協議を行い、その結果を反映させる。
- ⑤ JICA は、JICA 環境社会配慮報告書を協力事業のドラフトファイナルレポートに反映させる。JICA は、協力事業のドラフトファイナルレポートを相手国政府に説明し、コメントを得た上で、協力事業のファイナルレポートを作成する。
- ⑥ (情報公開) JICA は、協力事業のファイナルレポートを情報公開する。

3-2-2. カテゴリ B に分類されたプロジェクト

- ① JICA は、IEE レベルの JICA 環境社会配慮調査を行う。事前調査より広い範囲で、関連資料の収集、現地踏査、相手国政府との協議を行う。
- ② JICA は、第 2 回のスコーピングを行う。
- ③ JICA は、第 2 回スコーピングの結果を踏まえて、影響項目、ノーアクションを含む代替案、調査方法、スケジュール等を内容とする JICA 環境社会配慮調査の TOR を作成し、相手国政府と協議の上その合意を得る。
- ④ JICA は、JICA 環境社会配慮調査の TOR に従い、IEE レベルの環境社会配慮調査を

行う。ノーアクションを含んだ対象プロジェクトの代替案を検討し、調査結果を JICA 環境社会配慮調査報告書にまとめる。

- ⑤ JICA 環境社会配慮調査が終了した段階で、JICA は、第 3 回のスクリーニングを行う。カテゴリ分類が変更されカテゴリ A とされたものについては、ステークホルダーの参加を得て第 3 回スコーピングを行い、それ以降は、上記「3. 3. 1」の手続きに従う。再度カテゴリ B とされたものについては、JICA 環境社会配慮調査報告書の結果を協力事業のインテリムレポートに反映させる。カテゴリ分類が変更されカテゴリ C とされたものについては、環境社会配慮の作業を終了する。
- ⑥ (情報公開/参加) JICA は、協力事業のインテリムレポートを相手国政府と検討し、対象プロジェクトの最適案を選択し、協力事業のドラフトファイナルレポートに反映する。JICA は、協力事業のドラフトファイナルレポートを相手国政府に説明し、コメントを得た上で、協力事業のファイナルレポートを作成する。
- ⑦ (情報公開) JICA は、協力事業のファイナルレポートを情報公開する。

4. 詳細設計調査 (D/D)

[内容について、改定委員会にて議論が必要]

5. 無償資金協力

5-1. カテゴリ Aに分類されたプロジェクト

- ① JICA は、協力事業の予備調査を行い、現地環境影響評価等の実施状況及びその内容、本ガイドラインに基づいて開発調査の JICA 環境社会配慮調査がなされているか否か等について調査を行い、改めて JICA 環境社会配慮調査を行う必要があるか否かを確認する。
- ② JICA は、現地環境影響評価等が実施されている場合又は本ガイドラインに基づいて開発調査の JICA 環境社会配慮調査がなされている場合であって、改めて JICA 環境社会配慮調査を行う必要のないプロジェクトについては、協力事業の基本設計調査を行う。協力事業の基本設計調査に現地環境影響評価等の結果を反映する。
(情報公開) 基本設計報告書を情報公開する。
- ③ JICA は、現地環境影響評価等が実施されていない場合など、改めて JICA 環境社会配慮調査を行う必要があるプロジェクトについては、開発調査のスキームを使って必要な環境社会配慮調査を行うべき旨外務省に対して意見具申する。

5-2. カテゴリ Bに分類されたプロジェクト

- ① JICA は、基本設計に先立ち協力事業の予備調査を行う。この予備調査の中で、IEE レベルの環境社会配慮調査を行う。関連資料の収集、現地踏査、相手国政府との協議を行う。スコーピングを行う。
- ② JICA は、スコーピングの結果を踏まえて、影響項目、ノーアクションを含む代替案、調査方法、スケジュール等を内容とする JICA 環境社会配慮調査の TOR を作成し、相手国政府と協議の上その合意を得る。
- ③ JICA は、JICA 環境社会配慮調査の TOR に従い、IEE レベルの環境社会配慮調査を行う。ノーアクションを含んだ対象プロジェクトの代替案を検討し、調査結果を JICA 環境社会配慮調査報告書にまとめる。JICA 環境社会配慮調査が終了した段階で、第 2 回のスクリーニングを行う。カテゴリ分類が変更されカテゴリ A とされたものについては、開発調査のスキームで対応する。再度カテゴリ B とされたものについては、JICA 環境社会配慮調査の結果を、協力事業の予備調査報告書に反映させる。(情報公開) 協力事業の予備調査報告書を情報公開する。カテゴリ分類が変更されカテゴリ C とされたものについては、環境社会配慮の作業を終了する。
- ④ JICA は、予備調査の後、対象プロジェクトの基本設計調査を行う。協力事業の基本設計調査に、予備調査の結果を反映する。(情報公開) JICA は、協力事業の基本設計報告書を情報公開する。

5-3. 実施支援段階

- JICA は、現地環境影響評価等に記載された環境社会配慮が適切に実施されることを確認し、必要に応じて支援を行う。

6. 技術協力プロジェクト

6-1. カテゴリ A に分類されたプロジェクト

- ① JICA は、協力事業の事前調査を行い、現地環境影響評価等の実施状況及びその内容、本ガイドラインに基づいて開発調査の JICA 環境社会配慮調査がなされているか否か等について調査を行い、改めて JICA 環境社会配慮調査を行う必要があるか否かを確認する。
- ② JICA は、現地環境影響評価等が実施されている場合又は本ガイドラインに基づいて開発調査の JICA 環境社会配慮調査がなされている場合であって、改めて JICA 環境社会配慮調査を行う必要のないプロジェクトについては、必要なモニタリング項目や環境社会配慮に関する双方の実施項目を定めた対象プロジェクトの協議事録(R/D)の署名を行う。対象プロジェクトは、現地環境影響評価等の結果を踏まえて計画され実施される。(情報公開) JICA は、協力事業の R/D 及び環境社会配慮に関連する情報を公開する。
- ③ JICA は、現地環境影響評価等が実施されていない場合など、改めて JICA 環境社会配慮調査を行う必要があるプロジェクトについては、開発調査のスキームを使って必要な環境社会配慮調査を行う。
- ④ JICA は、対象プロジェクトの実施期間中に、相手国政府が行うモニタリング結果を確認する。必要と判断する場合は、JICA が直接モニタリングを行う。(情報公開) 実施期間の中間段階と終了段階において、JICA はモニタリング結果を情報公開する。
- ⑤ JICA は、対象プロジェクト実施期間中に、環境社会面の影響が確認された際は、相手国政府とともに必要な対策を講じる。
- ⑥ 対象プロジェクト終了後、JICA は、自然や社会環境への影響が、現地環境影響評価等で予測されたものであったのか、また、採用された影響緩和策の効果について評価する。(情報公開) 評価結果は情報公開する。

6-2. カテゴリ B に分類されたプロジェクト

- ① JICA は、プロジェクトの実施に先立ち協力事業の事前調査を行う。この事前調査の中で、IEE レベルの環境社会配慮調査を行う。関連資料の収集、現地踏査、相手国政府との協議を行う。スコーピングを行う。
- ② JICA は、スコーピングの結果を踏まえて、影響項目、ノーアクションを含む代替案、調査方法、スケジュール等を内容とする JICA 環境社会配慮調査の TOR を作成し、相手国政府と協議の上その合意を得る。
- ③ JICA は、JICA 環境社会配慮調査の TOR に従い、IEE レベルの環境社会配慮調査を行う。ノーアクションを含んだ代替案を検討し、調査結果を JICA 環境社会配慮

調査報告書にまとめる。JICA 環境社会配慮調査が終了した段階で、第2回のスクリーニングを行う。カテゴリ分類が変更されカテゴリ A とされたものについては、開発調査のスキームで対応する。再度カテゴリ B とされたものについては、JICA 環境社会配慮調査報告書の結果を、協力事業の事前調査報告書に反映させる。カテゴリ分類が変更されカテゴリ C とされたものについては、環境社会配慮の作業を終了する。

- ④ JICA は、協力事業の事前調査結果に基づき、必要なモニタリング項目や環境社会配慮に関する双方の実施項目を定めた協力事業の協議議事録(R/D)の署名を行う。プロジェクトは、JICA 環境社会配慮調査の結果を踏まえて計画され実施する。(情報公開) JICA は、R/D と環境社会配慮に関連する情報を公開する。
- ⑤ JICA は、対象プロジェクトの実施期間中に、相手国政府が行うモニタリング結果を確認する。必要と判断する場合は、JICA が直接モニタリングを行う。(情報公開) 実施期間の中間段階と終了段階において、JICA はモニタリング結果を情報公開する。
- ⑥ JICA は、対象プロジェクト実施期間中に、環境社会面の影響が確認された際は、相手国政府とともに必要な対策を講じる。
- ⑦ 対象プロジェクト終了後、JICA は、自然や社会環境への影響が、環境社会配慮調査で予想されたものであったのか、また、採用された影響緩和策の効果について評価する。(情報公開) JICA は、評価結果を情報公開する。

7. モニタリング

- ・事業実施主体が環境社会配慮を確実に実施しているか確認するために、プロジェクトサイクルの実施段階まで自ら事業を行っている技術協力プロジェクトであって、カテゴリ A 及びカテゴリ B に分類されたものについては、重要な環境影響項目につきモニタリングの結果を相手国政府を通じて確認する。また、必要に応じて、JICA が自ら調査を実施する。
- ・第三者等から、環境社会配慮が不十分である等の具体的な指摘があった場合には、JICA は、その指摘を相手国政府に伝達するとともに、適切な対応を働きかける。事業実施主体者が対応する際は、透明でアカウンタブルなプロセスにより、指摘事項の精査、対応策の検討、事業計画への反映がなされたことを確認する。
- ・事業実施主体がモニタリングを行う上でその能力が不十分な場合、JICA は技術の習得等の人材育成を含めて、モニタリングに関連する協力を行う。

8. フォローアップ（協力事業終了後の追加的な支援）

- ・プロジェクトサイクルの準備段階の終了以降における現地環境影響評価等の審査は、開発調査の場合は資金協力機関が、無償資金協力の場合は外務省が担当するが、事業実施主体の環境影響評価の実施状況を確認するためのJICAとしてのフォローアップ方法は以下のとおりとする
 - 協力事業終了後、協力事業の目的である対象プロジェクトの支援となったかどうかを確認し、必要な措置を講ずるためにJICAはフォローアップを行う。
 - JICAは、JICA環境社会配慮調査報告書や初期環境社会調査報告書の内容や提言が、対象プロジェクトの現地環境影響評価、住民移転計画、影響緩和策、あるいは代替案の検討などに生かされているかどうかを適宜確認し、その結果を公開する。
 - 事業化後予期せぬ環境社会影響が生じたなどの指摘がなされた場合は、JICAは問題の把握に努め、必要に応じて現地調査を実施する。

(別紙1)

対象プロジェクトに求められる環境社会配慮

●基本的事項

- ・プロジェクトを実施するに当たっては、その計画段階で、プロジェクトがもたらす環境や社会への影響について、できる限り早期から、調査・検討を行い、これを回避・最小化するような代替案や緩和策を検討し、その結果をプロジェクト計画に反映しなければならない。
- ・このような検討は、環境関連費用・便益をできるだけ定量的に評価し、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られなければならない。
- ・このような環境社会配慮の検討の結果は、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは他の文書の一部として表されていなければならない。特に影響が大きいと思われるプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されなければならない。
- ・特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについては、アカウンタビリティを向上させるため、必要に応じ、専門家等からなる委員会を設置し、その意見を求める。

●対策の検討

- ・プロジェクトによる望ましくない影響を回避し、最小限に抑え、環境社会配慮上よりより案を選択するため、複数の代替案が検討されていなければならない。対策の検討にあたっては、まず、影響の回避を優先的に検討し、これが可能でない場合には影響の最小化・軽減措置を検討することとする。代償措置は、回避措置や最小化・軽減措置をとってもなお影響が避けられない場合に限り検討が行われるものとする。
- ・モニタリング計画、環境管理計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法が計画されていなければならない。特に影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、詳細な環境監理のための計画が作成されていなければならない。

●環境社会配慮の対象範囲（検討する影響の範囲）[I. 5の議論を受けて修正]

- ・環境社会配慮に関して調査・検討すべき影響には、大気、水、土壌、廃棄物、(事故、水利用、)生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全への影響及び自然環境への影響(越境の又は地球規模の環境影響を含む。)並びに非自発的住民移転、先住民民族、文化遺産、景観、ジェンダー、こどもの権利、貧困層、地域経済(土地利用、雇用、ソーシャルキャピタル)、生計(土地、現行の生計手段、現金経済に限らず、自

給自足的な subsistence economy から現金経済に移行する場合を含む)、人口動態 (異なる民族グループの移入、住民移転と新住民の移入)、文化 (伝統、宗教、言語)、既存の社会インフラ (既存の道路、エネルギー源、水供給)、公平性 (土地分配、貧富の差)、HIV/AIDS などの感染症等の社会影響を含む。

- ・調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響も含む。また、プロジェクトのライフサイクルに渡る影響を考慮することが望ましい。

●法令、基準、計画等との整合

- ・プロジェクトは、プロジェクトの実施地における政府 (国政府及び地方政府を含む) が定めている環境社会配慮に関する法令、基準を遵守しなければならない。また、実施地における政府が定めた環境社会配慮の政策、計画等に沿ったものでなければならない。
- ・プロジェクト、原則として、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならない (ただし、プロジェクトが、当該指定地区の保護の増進や回復を主たる目的とする場合はこの限りでない)。また、このような指定地域に重大な影響を及ぼすものであってはならない。

●社会的合意 (J B I Cを修正)

- ・プロジェクトは、それが計画されている国、地域において社会的に適切な方法で合意が得られるよう十分な調整が図られていなければならない。特に、環境に与える影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、プロジェクト計画の代替案を検討するような早期の段階から、情報が公開された上で、地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要である。
- ・女性、子ども、老人、貧困層、少数民族等社会的な弱者については、一般に様々な環境影響や社会的影響を受けやすい一方で、社会における意思決定プロセスへのアクセスが弱いことに留意し、適切な配慮がなされていなければならない。

●非自発的住民移転

- ・非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、あらゆる方法を検討して回避に努めなければならない。このような検討を経ても回避が可能でない場合には、影響を最小化し、損失を補償するために、対象者との合意の上で実効性ある対策が講じられなければならない。
- ・非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては十分な補償及び支援が、プロジェクト実施主体等により適切な時期に与えられなければならない。プロ

プロジェクト実施主体等は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善または少なくとも回復できるように努めなければならない。これには、土地や金銭による（土地や資産の損失に対する）損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティー債権のための支援等が含まれる。

- ・非自発的住民移転及び生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリングには、影響を受ける人々やコミュニティーの適切な参加が促進されていなければならない。

●先住民族

- ・プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合、先住民族に対する国際的な宣言や条約の考え方に沿って、土地及び資源に関する先住民族の諸権利が尊重されるとともに、十分な情報に基づいて先住民族の合意が得られるよう努めなければならない。

●モニタリング

- ・プロジェクト開始後において、予測が困難であった事態の有無や、事前に計画された緩和策の実施状況及び効果等を把握し、その結果に基づき適切な対策をとることが望ましい。
- ・効果を把握しつつ緩和策を実施すべきプロジェクトなど、十分なモニタリングが適切な環境社会配慮に不可欠であると考えられる場合は、プロジェクト計画にモニタリング計画が含まれていること、及びその計画の実行可能性を確保しなければならない。
- ・モニタリング結果は、当該プロジェクトに関わるステークホルダーに公表されていることが望ましい。
- ・第三者等から、環境社会配慮が十分でないなどの具体的な指摘があった場合には、当該プロジェクトに関わるステークホルダーが参加して対策を協議・検討するための場が十分な情報公開のもとに設けられ、問題解決に向けた手順が合意されることが望ましい。

(別紙2)

一般的に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示

ここに掲げているセクター・特性、影響を受けやすい地域は、環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性を持つものの例示であり、個別の対象プロジェクトをカテゴリ分類する際には、プロジェクト毎の内容に応じて「Ⅱ. 2. (3)」に記載されている「カテゴリA」の基準に則って判断されるものである。したがって、ここに例示されたセクター・特性・地域以外であっても環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性を持つものは「カテゴリA」に分類される。

1. 影響を及ぼしやすいセクター

以下に示すセクターのうち大規模なもの。

- (1) 鉱業開発
- (2) 工業開発
- (3) 火力発電 (地熱含む)
- (4) 水力発電、ダム、貯水池
- (5) 河川・砂防
- (6) 送変電・配電
- (7) 道路、鉄道、橋梁
- (8) 空港
- (9) 港湾
- (10) 下水・廃水処理
- (11) 廃棄物処理・処分
- (12) 農業 (大規模な開墾、灌漑を伴うもの)
- (13) 林業
- (14) 観光

2. 影響を及ぼしやすい特性

- (1) 大規模非自発的住民移転
- (2) 大規模地下水揚水
- (3) 大規模な埋め立て、土地造成、開墾
- (4) 大規模な森林伐採

3. 影響を受けやすい地域

以下の地域またはその周辺

(1) 国立公園、国指定の保護対象地域（国指定の海岸地域、湿地、少数民族・先住民族のための地域、文化遺産等）

(2) 国または地域にとって慎重な配慮が必要と思われる地域

<自然環境>

- ・原生林、熱帯の自然林
- ・生態学的に重要な生息地（珊瑚礁、マングローブ湿地、干潟等）
- ・国内法、国際条約等において保護が必要とされる貴重種の生息地
- ・大規模な塩類集積あるいは土壌浸食の発生する恐れのある地域
- ・砂漠化傾向の著しい地域

<社会環境>

- ・考古学的、歴史的、文化的に固有の価値を有する地域
- ・少数民族あるいは先住民族、伝統的な生活様式を持つ遊牧民の人々の生活区域、もしくは特別な社会的価値のある地域

(別紙3)

参照すべき国際基準・条約・宣言等の代表例

条約・基準名	内容	備考
ILO先住民族条約、先住民族権利宣言	先住民族の人権に関わる権利(土地、言語、文化)	
子どもの権利条約*	子どもの人権に関わる権利	子どもの権利委員会が条約の解釈文書として採択する関連する「一般的意見」も参考となる
女性差別撤廃条約*、女性に対する暴力撤廃宣言	女性の人権に関わる権利	女性差別撤廃委員会が条約の解釈文書として採択する関連する「一般的勧告」も参考となる
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約)*	医療、居住、食、水へのアクセス、教育などに関する権利	社会権規約委員会が条約の解釈文書として採択する関連する「一般的意見」も参考となる
市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)*	報道の自由、結社の自由等、司法の独立、法の下での平等、裁判を受ける権利	自由権規約委員会が条約の解釈文書として採択する関連する「一般的意見」も参考となる
人種差別撤廃条約*、少数者権利宣言	差別禁止、少数者保護(独自の文化の保護等)などに関わる権利	人種差別撤廃委員会が条約の解釈文書として採択する関連する「一般的勧告」も参考となる
障害者機会均等化基準規則	障害者の権利保護	
ワシントン条約	種レベルの保護	
ボン条約	種レベルの保護	
国際捕鯨取り締まり条約(IWC)	種レベルの保護	
南極海洋生物資源の保全に関する条約	種レベルの保護	
ラムサール条約	生態系レベルの保護	
世界遺産条約	生態系レベルの保護	
生物多様性条約(生物の多様性に関する条約)	生態系レベルの保護	
国連海洋法条約	生態系レベルの保護	
南極条約	生態系レベルの保護	
砂漠化対処条約	生態系レベルの保護	

*これらの条約については条約実施のための委員会が設置されており、これらは締約国の提出する条約の実施状況に関する報告書を検証し、勧告を行う。こうした各国の報告書および委員会の勧告は、各国の人権状況を把握するための基本文書として活用できる。